

平成30年由仁町議会第1回定例会 第4号

平成30年3月20日(火)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
 - 1、例月出納検査報告
- 3 予算審査 平成30年度由仁町一般会計予算について
特別委員会
報告第 1号
(議案第20号)
- 4 予算審査 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
特別委員会
報告第 2号
(議案第21号)
- 5 予算審査 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
特別委員会
報告第 3号
(議案第22号)
- 6 予算審査 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
特別委員会
報告第 4号
(議案第23号)
- 7 予算審査 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
特別委員会
報告第 5号
(議案第24号)
- 8 予算審査 平成30年度由仁町水道事業会計予算について
特別委員会
報告第 6号
(議案第25号)
- 9 予算審査 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
特別委員会
報告第 7号
(議案第26号)
- 10 予算審査 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
特別委員会

報告第 8号

(議案第27号)

- 1 1 議案第28号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 1 2 議案第29号 財産の処分について
- 1 3 議案第30号 財産の処分について
- 1 4 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
- 1 5 意見書案 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める
第1号 意見書の提出について
- 1 6 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(10名)

| | | | | | |
|----|-----|-----------|-----|----|-----------|
| 議長 | 10番 | 熊 林 和 男 君 | 副議長 | 9番 | 吉 田 弘 幸 君 |
| | 1番 | 羽 賀 直 文 君 | | 2番 | 早 坂 寿 博 君 |
| | 3番 | 加 藤 重 夫 君 | | 4番 | 後 藤 篤 人 君 |
| | 5番 | 浮 田 孝 雄 君 | | 6番 | 佐 藤 英 司 君 |
| | 7番 | 大 竹 登 君 | | 8番 | 井 村 勇 夫 君 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | 長 | 松 | 村 | 諭 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 田 | 中 | 利 | 行 |
| 教 | 育 | 長 | 田 | 中 | 宣 | 行 |
| 代 | 表 | 監 | 平 | 中 | 利 | 昌 |
| 總 | 務 | 課 | 中 | 島 | | 哲 |
| 地 | 域 | 活 | 河 | 合 | 高 | 弘 |
| 住 | 民 | 課 | 山 | 影 | 寿 | 幸 |
| 産 | 業 | 振 | 納 | 口 | 浩 | 昭 |
| 保 | 健 | 福 | 中 | 道 | 康 | 彦 |
| 保 | 健 | 福 | 野 | 田 | 友 | 二 |
| 建 | 設 | 水 | 伊 | 藤 | 一 | 廣 |
| 診 | 療 | 所 | 安 | 達 | | 智 |
| 教 | 育 | 課 | 泉 | | 陵 | 平 |
| 農 | 業 | 委 | 野 | 島 | | 健 |
| 員 | 会 | 事 | | | | |
| 務 | 局 | 長 | | | | |

○出席事務局職員

| | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|
| 局 | | 長 | 菊 | 地 | 和 | 夫 | 君 |
| 主 | | 査 | 荒 | 井 | | 修 | 君 |
| 主 | | 事 | 下 | 田 | 葉 | 月 | 君 |

◎開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員です。
よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 吉田君、3番 加藤君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（熊林和男君） 日程第2、諸般の報告を行います。
1の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成30年2月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんをお願いします。

◎日程第3 予算審査特別委員会報告第1号ないし日程第10 予算審査特別委員会報告第8号

- 議長（熊林和男君） お諮りいたします。
日程第3、予算審査特別委員会報告第1号から日程第10、予算審査特別委員会報告第8号までの平成30年度由仁町各会計予算は、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、一括議題とすることに決定をいたしました。
日程第3、予算審査特別委員会報告第1号 議案第20号 平成30年度由仁町一般会計予算について、日程第4、予算審査特別委員会報告第2号 議案第21号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第5、予算審査特別委員会報告第3号 議案第22号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第6、予算審査特別委員会報告第4号 議案第23号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計予算について、日程第7、予算審査特別委員会報告第5号 議案第24号 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第8、予算審査特別委員会報告第6号 議案第25号 平成30年度由仁町水道事業会計予算について、日程第9、予算審査特別委員会報告第7号 議案第26号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について、日程第10、予算審査特別委員会報告第8号 議案第27号 平

成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について、これを一括議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところですが、審査が終了した旨の報告が議長のもとに来ておりますので、委員長の報告を求めます。

加藤委員長

○8番（加藤重夫君） 予算審査特別委員会報告。

本特別委員会に付託された事件については、3月15日、16日、19日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その審査結果を由仁町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

議案第20号 平成30年度由仁町一般会計予算について、議案第21号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第22号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第23号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計予算について、議案第24号 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第25号 平成30年度由仁町水道事業会計予算について、議案第26号

平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について、議案第27号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について。

審査の結果、上記の原案を可決といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長の報告が終わりました。

議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会の審査のため、質疑を省略いたします。

これから討論を行いたいと思いますが、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 討論はないものと認めます。

これから順次採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

予算審査特別委員会報告第1号 議案第20号 平成30年度由仁町一般会計予算については、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

予算審査特別委員会報告第2号 議案第21号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

予算審査特別委員会報告第3号 議案第22号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

予算審査特別委員会報告第4号 議案第23号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

予算審査特別委員会報告第5号 議案第24号 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

予算審査特別委員会報告第6号 議案第25号 平成30年度由仁町水道事業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

予算審査特別委員会報告第7号 議案第26号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

予算審査特別委員会報告第8号 議案第27号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第28号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第28号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第28号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では国庫負担金等の返還金の追加、歳入ではその財源として財政調整基金繰入金を増額するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第29号及び日程第13 議案第30号

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

日程第12、議案第29号 財産の処分について及び日程第13 議案第30号 財産の処分については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第29号、第30号、ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。

議案第29号及び議案第30号の2件の財産処分に係る議案につきましては、学校統合により閉校となりました旧三川小学校校舎及びその敷地を利活用事業者として選定いたしました愛知県碧南市の日進工業株式会社へ譲渡しようとするものであります。議案第29号につきましては地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に、また議案第30号につきましては地方自治法第237条第2項に基づき、それぞれ議会の議決に付すものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） 議案第29号及び議案第30号の財産処分について説明をいたします。

このたび処分しようとする財産は、昨年3月に閉校した三川小学校の校舎、講堂、倉庫の建物及び敷地であり、一括して処分しようとするものでありますが、議会の議決を得ようとする根拠法令の条文が土地と建物でそれぞれ異なることから、別の議案として提出しております。

まず、追加議案の3ページ、議案第29号をごらんください。こちらは、土地の処分に関する議案でございます。地方自治法では第96条第1項第8号において、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得または処分を行う場合、議会が議決をしなければならないということになっており、町ではこの法令に基づきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条におきまして、予定価格1,500万以上で、かつ5,000平方メートル以上の土地の売買等について議会の議決に付することを規定しております。このたび処分しようとする土地は、面積が3万2,008.64平米、処分価格が1,937万9,272円でありますことから、これらの規定により議決を求めるものであります。

土地の詳細でございますが、議案3ページ、1、財産の表示の表にありますとおり5筆ございまして、所在、由仁町本三川393番1、地目、宅地、面積905.64平方メートル、由仁町本三川480番2、地目、学校用地、面積4,220平方メートル、由仁町本三川484番1、地目、学校用地、面積2万3,813平方メートル、由仁町本三川484番3、地目、学校用地、面積1,280平方メートル、由仁町本三川488番2、地目、学校用地、面積1,790平方メートル、合計で3万2,008.64平方メートルとなっております。

続きまして、議案第29号資料をごらんください。水色に着色している部分が処分する土地でございます。校舎がある本三川484番1、グラウンド南側の左に本三川488番2、右に本三川480番2となっており、旧職員住宅敷地の本三川393番1が校舎の北側、本三川484番3が校舎の西側でございます。処分価格であります。処分しようとする土地を建物周辺の宅地部分とその他雑種地部分とに分けて積算を行ったものに測量に要した費用を加えて算出しており、宅地部分につきましては三川工業団地の鑑定評価額である1平方メートル2,200円をもとに、位置や形状による補正を行った1平方メートル当たり2,090円を積算の基礎とし、雑種地部分につきましては周辺の雑種地価格と同額の1平方メートル当たり50円を積算の基礎としております。内訳は、宅地部分が7,921平方メートル掛ける2,090円で1,655万4,890円、雑種地部分が2万4,087.64平方メートル掛ける50円で120万4,382円、測量費が162万円となっており、合計で1,937万9,272円となります。

議案のほうにお戻りいただきまして、2、処分の方法につきましては随意契約、契約の相手方につきましては愛知県碧南市港本町4番地39、日進工業株式会社代表取締役、長田和徳でございます。日進工業株式会社は、愛知県碧南市において自動車用精密樹脂部品の製造を行っている会社でございます、愛知県内に2工場、中国の蘇州、天津、佛山の3市にそれぞれ現地会社を持ち、主に自動車関連部品の製造を行っております。由仁町におきましては、IoTを中心とした新たな事業展開を目指すこととしております。

続きまして、追加議案5ページの議案第30号をごらんください。こちらは、校舎の処分に係る議案でございます。処分をしようとする財産は、旧三河小学校の校舎、講堂及びグラウンド内に設置しております倉庫でございます。旧学校施設の利活用につきましては、全施設共通の取り扱い条件を由仁町旧学校施設利活用方針としてあらかじめ定めており、この方針において建物は無償譲渡としておりますが、地方自治法では適正な対価なくして財産を譲渡する場合、条例または議会の議決を要する旨を第237条第2項に規定しておりますので、その条項に基づいて議会の議決を求めるものであります。

議案に基づき、譲渡する建物について説明をいたします。まず、財産の表示と記載してある表でございます。建物は全部で5棟ございまして、1棟目は校舎で、構造は鉄筋コンクリートづくり亜鉛メッキ鋼板ぶき5階建て、床面積は2,855.49平方メートルでございます。2棟目は講堂でございまして、鉄骨鉄筋コンクリートづくり亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積は837.24平方メートルでございます。3棟目は、種類を倉庫としておりますが、グラウンド内の水飲み場や用具庫などを兼ね備えた建物となります。構造は木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、面積は69.56平方メートルでございます。4棟目、5棟目は、教職員住宅として使用していた居宅になります。本三川484番地3に所在する居宅は、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、面積は81.98平方メートル、本三川393番地1に所在する居宅は、軽量コンクリートづくり亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、面積は62.01平方メートルでございます。

建物の所在につきましては、議案第30号資料で赤枠、オレンジ色に着色している部分でございます。

議案のほうの2、処分の方法ですが、こちらも随意契約でございます。3、処分価格につきましては、由仁町旧学校施設利活用方針に基づき、無償としております。4、契約の相手方でございますが、議案第29号と同じく日進工業株式会社でございます。

現在日進工業株式会社とは仮契約を締結しており、財産処分の議決を得られましたら本契約を締結し、所有権の移転手続をとる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号 財産の処分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 財産の処分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 会議案第1号

○議長(熊林和男君) 日程第14、会議案第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長(菊地和夫君) 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について。

閉会中における所管事務調査のため、次のとおり議員の派遣について承認を求める。

平成30年3月5日提出。提出者、由仁町議会議員、加藤重夫、賛成者、由仁町議会議員、佐藤英司。

「記載省略」

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 閉会中の所管事務調査については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第15 意見書案第1号

○議長(熊林和男君) 日程第15、意見書案第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長(菊地和夫君) 意見書案第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年3月14日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

内容については、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成30年由仁町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時04分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

9 番議員 吉田 弘幸

3 番議員 加藤 重夫